

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策
に関する実態調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

概括表

水際措置に関する規定の有無 (上段: 申立による差止、下段: 職権による差止)																
	特許権			実用新案権			意匠権			商標権			著作権			
	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	
米国	x	x	x	-	-	-	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
	△	x	x	-	-	-	△	x	x	o	o	△	o	o	△	
オーストラリア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
英国	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
中国	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
韓国	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
EU	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
カナダ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
チリ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	
メキシコ	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ペルー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
台湾	o	x	x	o	x	x	o	x	x	o	o	△	o	o	△	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
フィリピン	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
ベトナム	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
タイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
マレーシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	
シンガポール	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
インドネシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
カンボジア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	△	o	x	△	
ミャンマー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ラオス	o	△	△	o	△	△	o	△	△	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ブルネイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	
UAE	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
トルコ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
日本	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

概括表

	水際措置について			刑事措置について				民事措置について			模倣被害の実態把握状況*3	
	税関登録制度	破産までの費用負担	税関における差止件数の統計調査の有無	営業秘密の不正取得*1	不正ラベル等の故意の使用*1	映画盗撮*1	刑事措置に関する統計調査の有無	法定損害賠償制度*2	追加的損害賠償	民事措置に関する統計調査の有無	模倣被害の実態把握調査	模倣被害の損害額の推定
米国	商標権 著作権	財務没収基金	あり	○	○	○	あり	あり	あり	なし	なし	なし
オーストラリア	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	○	なし	あり	あり	なし	なし	なし
英国	特許権 意匠権 商標権 著作権	歳入関税庁	あり	○	○	○	なし	あり	なし	なし	なし	なし
中国	専利権(特実意) 商標権 著作権	権利者	あり	○	○	○	あり	あり	あり(商標権)	あり	あり	なし
韓国	特許権 意匠権 商標権 著作権	輸出入者 (原則)	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	あり	あり (非公開)
EU	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関当局	あり	各加盟国による				各加盟国による			-	-
カナダ	商標権 著作権	権利者	なし	×	○	○	あり	あり	あり	なし	-	-
チリ	なし	事案により異なる	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	-	-
メキシコ	商標権	刑事事件: 刑事当局 行政事件: 権利者	あり (非公開)	○	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
ペルー	商標権 著作権	権利者又は輸出業者	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ニュージーランド	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	×	なし	あり	あり(著作権)	なし	-	-
台湾	商標権 著作権	被差押人	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	-	-
フィリピン	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	輸入者又は輸出者	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	-	-
ベトナム	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	あり	×	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
タイ	商標権 著作権	輸入者	あり (非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	-	-
マレーシア	なし	権利者	なし	×	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	-	-
シンガポール	なし	権利者	あり (非公開)	○	○	○	あり	あり	あり (著作権のみ)	なし	-	-
インドネシア	なし	規定なし	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
カンボジア	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ミャンマー	商標権	税関	なし	○	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
ラオス	なし	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ブルネイ	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	明確な規定なし	なし	-	-
UAE	商標権	侵害品の所有者	あり (原則非公開)	×	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
トルコ	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関	あり (原則非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり (著作権のみ)	なし	-	-
日本	なし	税関	あり	○	○	○	あり	あり	なし	あり	あり	あり

*1 一説法による対応も含まれる

*2 各国毎に内容が異なる

*3 米国、オーストラリア、英国、中国、韓国、日本について調査

22 ブルネイ

22.1 エンフォースメントに係る制度の内容及び運用状況

概要

ブルネイでは、知的財産権に関する模倣品に対する水際措置として、商標権及び著作権の侵害被疑品の輸入及びトランジットにおける通関保留等が実施されている。税関登録制度はない。

知的財産権の模倣品対策に係る主な行政機関としては表1のものがある。

表1 模倣品対策に係る主な行政機関の名称¹

機関名	英語名称
ブルネイ警察	The Royal Brunei Police Force
税関局	Royal Customs and Excise Department
検察庁	Prosecutor Office

22.1.1 水際措置の内容及び実施状況

(1) 対象となる知的財産法²

水際措置の対象となる知的財産権は、商標及び著作権である。ただし、商標及び著作権については、輸入、輸出及びトランジットにおける貨物が差止による保護の対象であるが、それ以外は輸入のみが保護対象である。

表2 水際措置に関する規定の有無³

		特許	実用新案	意匠	商標	著作権
輸入	申立差止	×	—	×	○ ^{*1}	○ ^{*2}
	職権差止	×	—	×	×	○ ^{*2}
輸出	申立差止	×	—	×	×	×
	職権差止	×	—	×	×	×
トランジット	申立差止	×	—	×	○ ^{*1}	○ ^{*2}
	職権差止	×	—	×	×	×
税関登録制度		×	—	×	×	×

^{*1} 根拠となる規定は、商標法82条及び第86条

^{*2} 根拠となる規定⁴は、著作権法109条及び第113条

¹ 行政機関及びその名称及び英語名称については、下記のウェブサイトの情報を参照した。

JETRO ウェブサイト ブルネイの知的財産に関する情報「カンボジア・ブルネイ・ミャンマー・ラオス比較表（2013年3月）」URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/laws_compare.pdf（最終アクセス日：2017年3月13日）及び同サイト「ブルネイ知財レポート（2013年3月）」

URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/la/ip/pdf/laws_la.pdf（最終アクセス日：2017年3月13日）

² 本調査における質問票調査に基づく。

³ なお、水際措置の有無の判断は、基本的に質問票調査の回答及びその根拠となる規定の有無に基づく。表2では、根拠となる規定を確認できた場合は「○」とし、根拠となっている規定がない又は不明であるが運用で差止に限らず何らかの取締りを行っている場合は「△」とした。また、根拠となる規定がない又は確認できず、かつ質問票調査等でも確認できなかったものを「×」とした。なお、これらの取締り主体は税関に限らない。加えて、表内の「税関登録制度」は、対象となる権利に関する情報を税関に独自に登録することができる場合を○とした。

⁴ ブルネイ著作権法の条文番号は、ブルネイ緊急（著作権）令1999の条文番号を用いて、記載内容はブルネイ著作権（改

(2) 水際措置の範囲及び担保法

主な担保法としては、商標については商標法、また、著作権については著作権法がある⁵。

<商標法⁶>

第82条 侵害商品は差押えられることがある

- (1) 登録商標の権利者、又は使用権者は、ブルネイ・ダルサラーム国で次の商品に関する当該商標の使用がその使用に対する自己の排他的使用権を侵害することになる場合、次のことを書面で税関長に通知することができる。
 - (a) 自己が、当該書面に指定されている商品に関して登録された商標の権利者、又は、場合により、使用権者であることを主張すること、又
 - (b) 現在又は如何なる時においても税関の管理下におかれる侵害商品を差押えることを税関長に請求すること。

(以下、省略)

第86条 侵害商品の差押え

- (1) 税関職員が輸入され税関の管理下にある商品が第82条(3)(a)に基づいて受理された通知に関わる商品である可能性があるとの意見を有する場合、これら商品は速やかに税関職員によって次にいたるまで差押えられる。

(以下、省略)

<著作権法⁷>

Section 109 Infringing copies may be treated as prohibited good.

- (1) The owner of the copyright in a published literary, dramatic or musical work may give notice in writing to the Controller of Customs
 - (a) claiming that he is the owner of the copyright in the work;
 - and
 - (b) requesting the Controller of Customs, for the period specified in the notice, to treat as prohibited goods printed copies of the work which are infringing copies for the purposes of this Order that are or at any time come under customs control

正) 令 2013 を反映したものとした。以下、同じ。

⁵ 本調査における質問票調査に基づく。

⁶ ブルネイ商標法の日本語訳は、以下のサイトの日本語訳を引用した。以下も同じ。

特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」～ブルネイ商標法～

URL:<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/brunei/syouhyou.pdf> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

⁷ 著作権法の英語訳は以下のサイトを参照した。

ブルネイ緊急(著作権) 令 1999: URL:http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=187417 (最終アクセス日: 2017年3月13日)

ブルネイ著作権(改正) 令 2013: URL:http://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/Gazette_PDF/2013/EN/S092.pdf (最終アクセス日: 2017年3月13日)

(the rest omitted)

第109条 侵害品は、禁則品として取り扱われることがある。

(1) 公表された言語著作物、演劇著作物又は音楽著作物の著作権者は、税関長に対し、以下のことを書面で通知することができる。

(a) 自身が著作物の著作権者であるとの申立て。

(b) 通知に記載された期間について、本著作権法という侵害品にあたる著作物の複製であって、税関の管理下にあるか又はいずれかの時点において税関の管理下に入るものを禁則品として取り扱うことを求める税関長への請求。

(以下、省略)

Section 113 Detention of infringing goods.

(1) Where an officer of customs has formed an opinion that any goods that have been imported and are under customs control may be goods to which a notice given under subsection (1) of section 109 relates, those goods shall forthwith be detained by him until

(the rest omitted)

第113条 侵害品の差押え

輸入され税関の管理下にある商品が第109条(1)に基づいて受理された通知に関わる商品である可能性があるとの意見を税関職員が有する場合、これら商品は、直ちに税関職員によって以下の時期まで差押えられる。

(以下、省略)

(3) 税関登録制度

ブルネイには、商標及び著作権に関する税関差止のための登録制度はない⁸。

(4) 税関における模倣品の差止から処分までの手続

商標及び著作権について税関における知的財産権の侵害被疑品に対する差止等は、それぞれ商標法、著作権法に定められている⁹。

税関に対する被疑侵害品の差し止めの申請から処分までの流れは図1のとおりである。

⁸ 本調査における質問票調査に基づく。

⁹ 本調査における質問票調査に基づく（特許、小特許及び著作権についての手続に関する情報は得られなかった。）。

手続	手続の説明
1. 権利者による税関での差止の申請	権利者は、税関における自己の権利に係る侵害被疑品の一時差止のためには、所定の書類及び証拠を揃えて税関当局へ申請しなければならない。
2. 申請の受理と侵害被疑品の一時差止指示	申請書類等は税関当局で審査され、申請が受理されると関係する税関へ侵害被疑品の一時差止の指示がなされる。
3. 侵害被疑品の一時差止・検査	税関職員により侵害被疑品が発見されると、24時間以内に一時差止の指示がなされ、輸出入者、申請者にその旨が通知される。
4. 裁判所への提訴	権利者は一時差止の通知を受理後10日以内に裁判所に対して侵害の提訴の手続を開始しなければならない。10日に開始できない場合には、一時差止は解除される。
5. 裁判所での侵害判定	裁判所にて侵害の判定がなされ判決が出される。
6. 侵害被疑品の処分	侵害品は裁判所の命令により処分される。

図1 税関における侵害被疑品の差止から処分までの流れ¹⁰

＜商標法＞

第82条 侵害商品は差押えられることがある

(中略)

(2) 通知は、

(a) 第106条に定める諸規則において規定される請求を裏付ける所定事項を含み、
又

(b) 通知の有効期間を指定する。この期間は

(i) 当該の通知日より5年を超えてはならず、又は、

(ii) 当該商標の登録が通知日より5年以内に満了する場合、当該満了日を超えて満了してはならない。

(3) 税関長は、何れの通知に関しても、

(a) 通知が本条の及び第106条に定める諸規則の要件を満たしている場合、それを受理し、その結果それが関係する商品は、個人及び家庭用として輸入された場合を除き、関税法（第36章）の適用上、禁則品となるものとする、又は、

(b) 通知が当該条件を満たさない場合には、その受理を拒否し、かつ通知が受理されたか否か当該権利主張者に通知する。

(4) (3)(a)に基づき受理された通知は、以下の場合を除き、その通知に定める期間有効に存続する。

(a) 当該権利主張者が当該通知を書面で取り下げる場合、又は、

(b) 裁判所が、第87条に基づく手続において、その通知を無効とする命令を発する場合。

(以下、省略)

第83条 侵害商品であるか否かの決定

(1) 以下の場合、

¹⁰ 本調査における質問票調査に基づく。

- (a) 第82条(3)(a)に基づいて受理された通知が有効であり、又、
- (b) 税関職員が、輸入され税関管理下にある商品が侵害商品である可能性があるとする意見を有する場合、この税関職員は、当該商品が侵害商品であると認められるか否かを決定するに必要と認める調査を行うことができる。

(以下、省略)

第85条 決定の通知

- (1) 第83条(3)に基づいて決定を下した税関職員はその決定の通知書を次の者に通知する。
 - (a) 当該権利主張者、及び、
 - (b) 当該商品に利害を有するとこの税関職員が認めるその他すべての者。
- (2) (1)に基づき通知することが求められる通知は、次のことにより通知されることができる。
 - (a) 直接持参、又は、
 - (b) 当該権利主張者又はその他の者の前回公知の住所に郵送すること。
- (3) 第86条に基づく商品の差押えは、本条(1)に基づく通知が通知されないことにより違法にはならない。

第87条 侵害商品に関する手続

- (1) 何人も、第82条(3)に基づいて受理された通知を無効とする命令を発するように裁判所に申請することができ、また、裁判所は相応にかかる命令を発することができる。
- (2) 何人も、第86条に基づいて差押えられた商品を引き渡す命令を発するように裁判所に申請することができ、裁判所は相応にかかる命令を発することができる。
- (3) 何人も、第83条(3)に基づく決定の対象である商品が個人及び家庭用以外の目的で輸入された侵害商品であるか否かの決定を下すように裁判所に申請することができ、裁判所は相応にかかる命令を発することができる。

(以下、省略)

第88条 同意による商品の没収

侵害商品が税関長又は税関職員に差押えられている場合、当該商品の輸入者又は荷受人は、書面で税関長に通知することにより、当該商品の没収に同意することができ、その通知の受領と同時に、当該商品は没収される。

第89条 裁判所の権限

- (1) 第87条(3)に基づく手続において、裁判所が、第83条(3)に基づく決定の対象である商品が個人及び家庭用以外の目的で輸入された侵害商品であるという決定をする場合、裁判所は以下の命令を発する。
 - (a) 当該商品を没収する、

- (b) 当該商品を廃棄する、又は
 - (c) 裁判所が適切と認めるその他の方式で当該商品を処分する。
- (以下、省略)

<著作権法>

Section 109 Infringing copies may be treated as prohibited good.

(the rest omitted)

- (2) The period specified in a notice under subsection (1) shall not exceed five years and shall not extend beyond the period for which copyright subsists.

(the rest omitted)

- (5) A notice given under this section remains in force for the period specified in the notice unless

- (a) it is revoked by the claimant in writing; or
- (b) the court orders, in proceedings under section 114, that it be discharged.

(the rest omitted)

第109条 禁則品として取り扱われる侵害品

(中略)

- (2) (1)に基づいて通知に定める期間は、5年を超えてはならず、著作権の存続期間を超えてはならない。
- (以下、省略)

Section 110 Determination whether goods are infringing copies.

- (1) Where

- (a) a notice that has been given under section 109(1) or (3) is in force; and
- (b) an officer of customs forms the opinion that any goods that have been imported and are under customs control may be infringing copies, he may conduct such investigation as he considers necessary to establish whether or not the goods appear to be infringing copies.

- (2) Where an officer of customs conducts an investigation, he may, subject to section 111, require

- (a) the claimant; and
- (b) any other person appearing to him to have an interest in the goods, to supply such information as he may specify within ten days of being required to do so.

- (3) Whether or not the officer of customs conducts an investigation, he shall make a determination whether or not the goods appear to be infringing copies.

(the rest omitted)

第110条 侵害品であるか否かの決定

- (1) 以下の場合、

- (a) 第109条(1)又は(3)に基づいてなされた通知が有効であり、
- (b) 輸入され税関管理下にある商品が侵害品である可能性があるとする意見を税関職員が有する場合、

この税関職員は、当該商品が侵害品であると認められるか否かを決定するに必要と認める調査を行うことができる。

(2) 税関職員が調査を行う場合、第111条に従うことを条件として、税関職員は、指定する情報を要求から10日以内に提供するよう、以下の者に求めることができる。

(a) 権利主張者

(b) 当該商品に利害関係を有すると当該税関職員が認めるその他の者

(3) 税関職員が調査を行うか否かにかかわらず、税関職員は、商品が侵害品であるか否かを決定するものとする。

(以下、省略)

Section 112 Notice of determination.

(1) An officer of customs who has made a determination under subsection (3) of section 110 shall cause written notice of that determination to be served on

(a) of claimant; and

(b) any other person appearing to him to have an interest in the goods.

(2) Every notice required to be served under subsection (1) may be served by

(a) personal delivery; or

(b) posting it to the last-known addresses of the claimant and such other person.

(3) The detention of any goods under section 113 is not rendered illegal by a failure to serve notice under subsection (1) of this section.

第112条 決定の通知

(1) 第110条(3)に基づいて決定を下した税関職員は、その決定の通知書を次の者に送付する。

(a) 権利主張者

(b) 当該商品に利害関係を有すると当該税関職員が認めるその他の者

(2) (1)に基づき送付することが求められる通知は、次の方法によって送付することができる。

(a) 直接手渡し

(b) 権利主張者又はその他の者の最後に知られている住所への郵送

(3) 第113条に基づく商品の差押えは、本条(1)に基づく通知が送付されないことで違法にはならない。

Section 114 Proceedings in respect of Infringing copies.

(1) Any person may apply to the court for an order that a notice given under section 109(1) or (2) be discharged, and the court may make such an order accordingly.

(2) Any person may apply to the court for an order that any goods detained under section 113 be released, and the court may make such an order accordingly.

(3) Any person may apply to the court for a decision whether or not any goods the subject of a determination made under subsection (3) of section 110 are infringing copies imported otherwise than for private and domestic use, and the court shall make such a decision accordingly.

(the rest omitted)

第114条 侵害品に関する手続

(1) 何人も、第109条(1)又は(2)に基づいて行われた通知を無効とする命令を発するよう裁判所に申請することができる。裁判所は、その内容の命令を発することができる。

(2) 何人も、第113条に基づいて差押えられた商品を引き渡す命令を発するよう裁判所に申請すること

ができ、裁判所は、その内容の命令を発することができる。

- (3) 何人も、第110条(3)に基づく決定の対象である商品が個人用及び家庭用以外の目的で輸入された侵害品であるか否かの決定を下すよう裁判所に申請することができ、裁判所は、その内容の決定を下すものとする。

(以下、省略)

Section 115 Forfeiture of goods by consent.

Where any infringing copies have been detained by the Controller of Customs or an officer of customs, the importer or consignee of the goods may, by notice in writing to the Controller of Customs, consent to the goods being forfeited and, on the receipt of such notice by the Controller of Customs, the goods shall thereupon be forfeited.

第115条 同意による商品の没収

侵害品が税関長又は税関職員に差押えられている場合、当該商品の輸入者又は荷受人は、書面で税関長に通知することにより、当該商品の没収に同意することができ、税関長がその通知を受領すると同時に、当該商品は没収される。

116. Powers of court.

- (1) Where, in proceedings under subsection (3) of section 114, the court decides that any goods the subject of a determination under subsection (3) of section 110 are infringing copies imported otherwise than for private and domestic use, it shall make an order that the goods be
- (a) forfeited;
 - (b) destroyed; or
 - (c) otherwise dealt with as it thinks fit.

(the rest omitted)

第116条 裁判所の権限

(1) 第114条(3)に基づく手続において、第110条(3)に基づく決定の対象である商品が個人用及び家庭用以外の目的で輸入された侵害品であるという決定を裁判所がする場合、裁判所は、以下の命令を発するものとする。

- (a) 当該商品を没収する。
- (b) 当該商品を廃棄する。
- (c) 裁判所が適切と認めるその他の方法で当該商品を処分する。

(以下、省略)

(5) 費用負担

税関における侵害被疑品の差止等にかかる費用負担について明記された規定はない¹¹。一方、政府及び税関職員の責任免除については、商法用及び著作権法に規定されている。

¹¹ 本調査における質問票調査に基づく。

<商標法>

第93条 政府及び税関職員の実任免除

- (1) 第82条から第92条に基づく又は第106条に定める諸規則に基づく権限又は職務の行使又は遂行において行われたこと、行われたと称されること、又は省略されたことに関して、政府は、税関職員又は税関との関係上政府により雇用された者の行為の不履行又は怠慢に起因する損失を除き、商品が税関倉庫内に又は税関職員により適法な管理又は保管の下におかれている間に、火災、窃盗、破壊又はその他の事由により被った如何なる損失に関してもその賠償責任を負わない。

(以下、省略)

<著作権法>

Section 119 Protection of Government from liability

- (1) In respect of anything done, purported to have been done, or omitted to be done, in the exercise or performance of the functions of the Controller of Customs under sections 109 or 113, the Government shall not be liable to make good any loss sustained in respect of any goods by fire, theft, damage or other cause while such goods are in any customs warehouse or in the lawful custody or control of the Controller of Customs, unless such loss was caused by the wilful neglect or default of the Controller of Customs or of a person employed by the Government in connection with customs matters.

(the rest omitted)

第119条 政府の実任免除

第109条又は第113条に基づく税関長の職能の行使又は遂行において行われたこと、行われたとされること又は行われなかったことに関して、政府は、商品が税関倉庫内にある間又は税関長の適法な管理もしくは保管下におかれている間に、火災、窃盗、破壊又はその他の事由により商品に関して被ったいかなる損失に関してもその賠償責任を負わない。ただし、当該損失が税関長又は税関問題に関して政府により雇用された者の故意の怠慢又は不履行に起因するものである場合はこの限りでない。

(6) 税関と権利者等の連携について

知的財産権の侵害に対する税関と権利者等の連携についての情報は得られなかった¹²。

(7) 税関における模倣品の差止件数の統計調査について¹³

ブルネイにおける税関では押収品の集計はしているが、特別な調査はしていない。また統計値については公表されていない。

¹² 本調査における質問票調査に基づく。

¹³ 本調査における質問票調査に基づく。

22.1.2 刑事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

ブルネイでは、特定の知的財産権の侵害行為に対して、刑法上の罪として罰則が設けられている。以下では、特に、営業秘密の不正取得、不正ラベル・不正包装の故意の使用及び映画盗撮に関して記載する。

表3 営業秘密・不正ラベル等・映画盗撮に関する刑事措置の概要

内容	罰則	刑事罰規定
営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定	なし	なし
不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定 ¹⁴	登録商標と偽って表示： 有罪判決により10,000米ドル以下の罰金	商標法第97条
	偽造商標が付された商品の輸入又は販売等： 有罪判決により5年以下の禁固、100,000米ドル以下の罰金又はその両方	商標法第100条
	登録商標を偽ってサービスに使用： 有罪判決により5年以下の禁固、100,000米ドル以下の罰金又はその両方を科せられる。	商標法第101条
映画の盗撮に関する刑事罰規定	著作権者の許諾がない： 有罪判決により5年以下の禁固、100,000米ドル以下の罰金又はその両方	著作権法第204条(5)
	侵害品の販売目的があることを知って： 有罪判決により10年以下の禁固、200,000米ドル以下の罰金又はその両方	著作権法第204条(6)

(2) 営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定

ブルネイでは、営業秘密の不正取得に対して刑事罰を科す規定はない¹⁵。

(3) 不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定

ブルネイでは不正ラベル・不正包装の故意の使用については、商標法第97条、第100条又は第101条に基づいて刑事罰が科される。

<商標法>

第97条 商標を登録されているとして偽って表示すること

- (1) 次の表示を行う者は、犯罪をなし、有罪判決により10,000米ドル以下の罰金を科せられる。
 - (a) 登録商標ではないある標章について、それが登録商標である旨の表示を行う
 - (b) 登録商標として個別に登録されていない、登録商標の一部について、それがそのように登録されている旨の表示を行う。
 - (c) 登録商標がそれについて登録されていない商品又はサービスについて、ある登録商標が登録されている旨の表示を行う。又は、

¹⁴ 本調査における質問票調査においては、該当する刑事罰の規定はないという情報を得たが、不正な登録商標の表示を不正ラベル・不正包装とみなして対応する規定を記載した。本文、説明書きにても同じ。

¹⁵ 本調査における質問票調査に基づく。

- (d) 登録簿に記入された制限を考慮した場合に、ある商標の登録がその商標の使用に専用使用権を与えていない状況において、ある商標の登録がその使用に専用使用権を与えている旨の表示を行う。

(以下、省略)

第100条 偽造商標が付された商品の輸入又は販売等

偽造商標が使用されている又は登録商標が偽って使用されている商品又は物を販売のため又は取引もしくは製造のいずれかの目的のために輸入、販売又は展示するもしくは所有する者は何人も、

- (a) 本条でいう犯罪行為に対しすべての適切な事前の注意を払った上で、当該時に、当該標章の真性を疑う理由を一切有しておらず、当該起訴により又は当該起訴の代わりになされた要求を受け、自己に当該商品又は物を与えた者に関するすべての情報を自己の権限において提供したこと、又は、

- (b) 善意で行動したこと、

以上のことを証明する場合を除き、犯罪をなし、有罪判決により5年以下の禁固もしくは偽造商標が使用されている又は登録商標が偽って使用されている商品又は物それぞれにつき、10,000米ドル以下の罰金（合計100,000米ドル以下）、又はその両方を科せられる。

第101条 登録商標を偽ってサービスに使用すること

登録商標を偽ってサービスに使用する者は何人も、善意で行動したことを証明する場合を除き、犯罪をなし、有罪判登録商標を偽ってサービスに使用する者は何人も、善意で行動したことを証明する場合を除き、犯罪をなし、有罪判決により5年以下の禁固、100,000米ドル以下の罰金又はその両方を科せられる。

(4) 映画盗撮に関する刑事罰規定¹⁶

ブルネイでは映画の盗撮行為については、著作権法に規定されている。

<著作権法>

Section 204 Criminal liability for making or dealing with infringing articles, etc.

- (1) A person commits an offence who, without the licence of the copyright owner

- (a) makes for sale or hire;
- (b) possesses, has custody or control of, or imports otherwise than for his private and domestic use;
- (c) communicates the work to the public;
- (d) in the course of a business, possesses, with a view to committing any act infringing the copyright;
- (e) in the course of a business

¹⁶ 本調査における質問票調査に基づく。

- (i) sells or lets for hire;
- (ii) offers or exposes for sale or hire;
- (iii) exhibits in public; or
- (iv) distributes; or
- (f) otherwise than in the course of a business, distributes to such an extent as to prejudicially affect the owner of the copyright,
- (2) A person commits an offence who
 - (a) makes an article specifically designed or adapted for making copies of a particular copyright work; or
 - (b) has such an article in his possession,
 if he knew or had reason to believe that it was to be used to make infringing copies for sale or hire or for use in the course of a business.
- (the rest omitted)
- (5) A person guilty of an offence against subsection (1) is liable on conviction to a fine not exceeding \$10,000 for the infringing copy of a work or for each infringing copy of a work in respect of which the offence was committed, imprisonment for a term not exceeding 5 years or both¹ and in respect of a second or subsequent offence, to a fine not exceeding \$20,000 for the infringing copy of a work or for each infringing copy of a work in respect of which the offence was committed, imprisonment for a term not exceeding 10 years or both.
- (6) A person guilty of an offence against subsection (2) is liable on conviction to a fine not exceeding \$20,000 for each infringing copy of a work in respect of which the offence was committed, imprisonment for a term not exceeding 10 years or both, and in respect of a second or subsequent offence, to a fine not exceeding \$40,000 for each infringing copy of a work in respect of which the offence was committed, imprisonment for a term not exceeding 20 years or both.

第204条 侵害品の製作又は取扱い等に対する刑事罰

- (1) 著作権者の許諾なく以下の行為を行う者は、犯罪をなしたこととする。
 - (a) 販売又は賃貸を目的として製作すること
 - (b) 個人用及び家庭用以外の目的で所持、保管もしくは管理又は輸入すること
 - (c) 著作物を公衆に伝達すること
 - (d) 著作権侵害行為を行う目的で業として所持すること
 - (e) 業として以下の行為を行うこと
 - (i) 販売又は賃貸
 - (ii) 販売又は賃貸のための申し出又は展示
 - (iii) 公開展示
 - (iv) 頒布
 - (f) 業としてではないが、著作権者に不利な影響を及ぼす程度に頒布すること
- (2) 以下の行為を行う者は、販売もしくは賃貸又は業としての使用を目的とした侵害品を製作するために使用されるものであることを知っているか又は信ずべき理由がある場合には、犯罪をなしたこととする。

- (a) 特定の著作物の複製を行うために特に設計又は改造された物品を製作すること
- (b) 当該物品を所持すること。

(中略)

- (5) (1)の犯罪をなした者は、当該著作物侵害品につき又は犯罪に係る著作物侵害品1点につき10,000ドル以下の罰金もしくは5年以下の懲役又はその両方が科され、再犯又は累犯の場合、当該著作物侵害品につき又は犯罪に係る著作物侵害品1点につき20,000ドル以下の罰金もしくは10年以下の懲役又はその両方が科される。
- (6) (2)の犯罪をなした者は、犯罪に係る著作物侵害品1点につき20,000ドル以下の罰金もしくは10年以下の懲役又はその両方が科され、再犯又は累犯の場合、犯罪に係る著作物侵害品1点につき40,000ドル以下の罰金もしくは20年以下の懲役又はその両方が科される。

Section 205 Criminal liability for making, etc., illicit recordings.

(1) A person commits an offence who, without the licence of the copyright owner

- (a) makes for sale or hire;
- (b) possesses, has custody or control of, or imports otherwise than for his private and domestic use;

(the rest omitted)

第205条 違法な録音等に対する刑事罰

(1) 著作権者の許諾なく以下の行為を行う者は、犯罪をなしたこととする。

- (a) 販売又は賃貸を目的として製作すること
- (b) 個人用及び家庭用以外の目的で所持、保管もしくは管理又は輸入すること

(以下、省略)

(5) 模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査について

ブルネイにおける知的財産権の侵害品の刑事措置に関する統計情報は公表されていない¹⁷。

22.1.3 民事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

ブルネイでは、知的財産権の侵害に対して民事による救済を求めることができる。具体的には、権利者は侵害行為の差止、損害賠償又は利益返還を求めることができる。以下では、特に、模倣被害に対する損害賠償制度、追加的損害賠償制度について記載する。

表4 民事措置の概要¹⁸

内容	損害賠償の内容	規定
法定損害賠償制度	権利者の請求により、裁判所は損害賠償額を裁定する。	商標法第 27 条
	侵害又は侵害のおそれのある著作権者は、損害賠償を申立てることができる。	著作権法第 57 条
追加的損害賠償制度	なし ^{*1}	なし ^{*1}

^{*1} 明確に規定された条文はなかった。

¹⁷ 本調査における質問票調査に基づく。

¹⁸ 本調査研究における質問票調査に基づく

(2) 損害賠償制度、追加的損害賠償について

商標及び著作権に関する模倣被害に対する損害賠償については、それぞれ商標法、著作権法に規定されている。また、追加的損害賠償については、それぞれ商標法、著作権法には明確に規定されていない¹⁹。

<商標法>

第16条 侵害訴訟

- (1) 登録商標の侵害については、商標の権利者が訴訟を提起することができる。
- (2) 侵害訴訟においては、他の財産権の侵害に関して利用することができるような損害賠償、差止命令、算定又はその他の方法による救済手段のすべてを利用することができる。

<著作権法>

Section 99 Infringement actionable by copyright owner

- (1) An infringement of copyright is actionable by the copyright owner.
- (2) In an action for infringement of copyright, all such relief by way of damages, injunction, account or otherwise is available to the plaintiff as is available in respect of the infringement of any other property right.
- (3) This section has effect subject to the following provisions of this Chapter.

第99条 著作権者が訴えを提起しうる侵害

- (1) 著作権侵害については、著作権者は訴えを提起することができる。
- (2) 著作権侵害訴訟において、原告は、他の知的財産の侵害に関して利用することができる損害賠償、差止、算定等によるすべての救済を利用することができる。
- (3) 本条は、本章の以下の規定に従うことを条件として有効である。

(3) 模倣被害に対する民事措置に関する統計調査について

ブルネイにおける知的財産権の侵害品の民事措置に関する統計情報は公表されていない²⁰。

¹⁹ 本調査における質問票調査において追加的損害賠償についても損害賠償と同じ条文に規定されているという情報を得たが、明確に規定された条文はなかった。

²⁰ 本調査における質問票調査に基づく。

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>